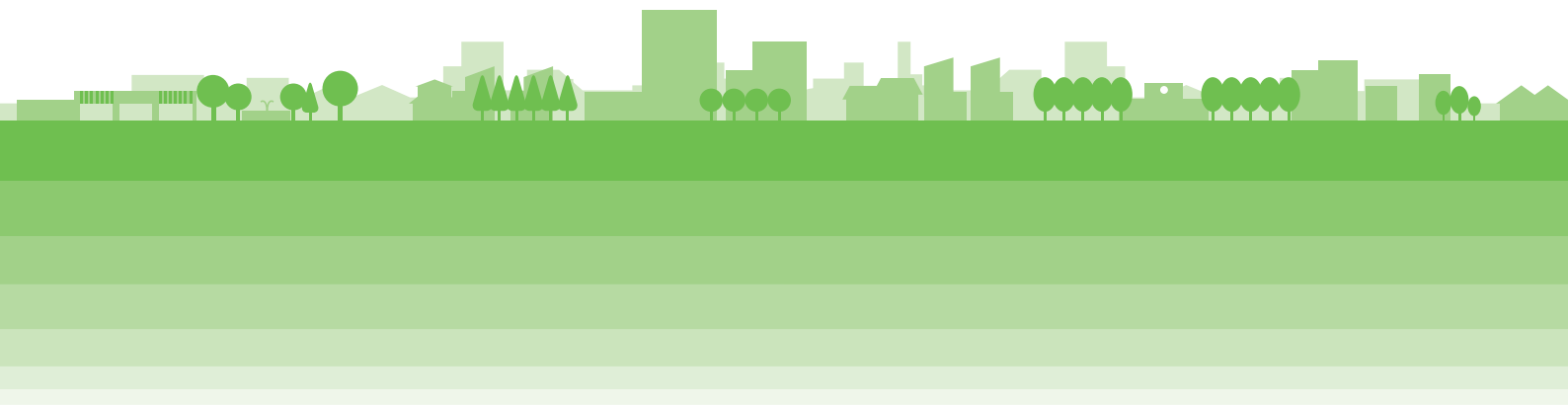


# 第1章

## 計画策定の背景





## 計画策定の経緯

西東京市では、「西東京市環境基本条例」に基づき、平成16年に「西東京市環境基本計画」を策定しました。その後、地球温暖化問題への関心が高まったこと等の社会的動向を踏まえて、平成21年に「西東京市環境基本計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）としてより実効性のあるものに再編成しました。後期計画の対象期間は平成21年度から平成25年度までの5年間となっていました。

今回、これまでの成果を振り返るとともに、社会経済情勢の変化に対応した「西東京市第2次環境基本計画」（平成26年度～平成35年度）（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 西東京市の環境を取り巻く変化

後期計画が平成21年に策定されてから、環境行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

### ■東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓からの市民意識の変化

人々は自然の持つ力に対する社会システムの脆弱性を認識し、大量のエネルギーを消費する社会のあり方や、暮らしの安全・安心の視点の重要性、地域における絆の必要性を再認識しました。

### ■社会経済情勢の変化

平成24年に国の「第四次環境基本計画」が閣議決定され、環境行政の究極目標である持続可能な社会を「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野で統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられました。さらに、地球温暖化による影響を避けて通ることは難しい状況となっており、人類共通の課題であると認識しています。また、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」が達成されなかったことを受け、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。その他にも、平成25年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）の施行等の環境各分野における政策が示されています。中長期のエネルギー政策を示す「エネルギー基本計画」は、見直しが進められています。

東京都では、平成23年に「2020年の東京」を策定し、10年後に向けた8つの目標を掲げています。その中には、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」という環境に関する目標が2つ含まれています。その他にも、平成24年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、



生物多様性の保全に向けた取り組みを進めています。また、東京都環境審議会の「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について」の答申では、エネルギーの安定供給や災害リスクへの対応等が示されています。

西東京市においても、行政運営の要である「西東京市第2次基本構想・基本計画」が平成26年3月に策定されました。本計画は、基本構想・基本計画が示す市の長期的ビジョンやその他の環境保全に関する計画と整合を図っています。

## 1.3 計画策定の基本的な考え方

計画の策定にあたり、以下の3つの着眼点を重視しました。

### ■着眼点1：新しい局面に対応した計画とする

東日本大震災や原子力発電所の事故を受けて、市民の意識が変化し、暮らしの安全や安心の重要性が増しています。また、後期計画が平成21年に改定されてから、国や東京都において新しい環境に関連する制度の構築や計画の策定等が進められ、西東京市においても環境保全に関する計画等が策定されています。このような状況を踏まえ、社会経済情勢の変化等の新しい局面に対応した計画を策定します。

#### 策定方針 ▶

- ・ 環境に関する取り組みは、長期間にわたり継続的に取り組むことで初めて結果が出てくるものです。そのため、10年後だけではなく、さらにその先を見据えた将来像や基本方針を設定しました。
- ・ 国や東京都、他自治体の動向を把握し、市として対応すべきことを検討し、施策に反映しました。
- ・ 市の関連計画との整合を図りつつ、市の環境の現状や課題を踏まえて施策を検討しました。

### ■着眼点2：市民・事業者・行政が連携して取り組む計画とする

市内の環境を改善、保全していくためには、様々な主体が協力して取り組むことが重要です。そのため、市民・事業者・行政が連携して取り組める計画を策定します。

#### 策定方針 ▶

- ・ 多様な主体が計画の推進に向けて話し合う場として、環境保全推進協議会を位置づけました。
- ・ 市民・事業者・行政が連携して取り組む重点プロジェクトを掲げました。

### ■ 着眼点3：実効性の高い計画とする

環境に関する問題について、より成果を出すためには、優先的に取り組むべき施策を抽出する必要があります。また、一人でも多くの人々が環境意識を高め、家庭や職場で行動に移す必要があります。そのため、実効性の高い取り組みを掲げた計画を策定します。

#### 策定方針 ▶

- ・ 後期計画での施策の進捗状況を把握し、優先的に取り組む施策を検討しました。
- ・ 優先的に進める必要のある取り組みを重点プロジェクトとして掲げました。
- ・ 重点プロジェクトの具体的な取り組みを検討する場として、環境保全推進協議会を設置することとしました。
- ・ 西東京市だけでは解決できない課題については、近隣自治体等との連携も視野に入れながら、市内において取り組むことのできる内容を検討しました。

